

援農ボランティア「受入農家」募集！

静岡市では「援農ボランティア」という事業を実施しております。この事業は、ボランティアで生産者の力になりたいという市民を募り、農繁期において人手の確保が困難な生産者に対して派遣するものです。また、農業者と消費者とが顔のみえる関係をつくり、営農の継続がしやすい状況をつくることで、静岡市の農業と自然環境を守ることを目的としています。制度の趣旨をご理解いただき、援農ボランティアの受入れを希望する農業者は農業政策課までお申し込みください。

1 ボランティアの派遣時間

○おおむね午前8時～午後4時の間

※ボランティアによって、派遣可能日数・曜日・時間が異なることをご承知おきください。

2 ボランティアの派遣場所

①農用地

②農産物加工場

※静岡市内に限定します。

※急傾斜地や大型機械のある施設など危険な場所は避けてください。

3 ボランティアに依頼する作業

○土づくり ○種まき ○植え付け ○施肥 ○草取り ○収穫 ○出荷準備

○小売の手伝い ○畜舎清掃 ○その他

※「農産物運搬等の自動車運転」「機械作業」などは事故防止のため依頼しないでください。

4 ボランティア申込みの条件

①援農ボランティア登録済の参加者には、労働の対価として報酬、交通費、弁当代など支給されないことを条件していますので、いかなる金銭も支給しないでください。

なお、お礼の気持ちとして農産物などをボランティアに渡すことは問題ありません。

②農作業に必要な農機具（鍬、鎌、はさみ、かご等）については、各農家、団体等で用意してください。

③市では、ボランティアに対して万が一の事故等に備えて「ボランティア保険」の加入をしますが、下記のような危険を伴う作業等は依頼しないでください。

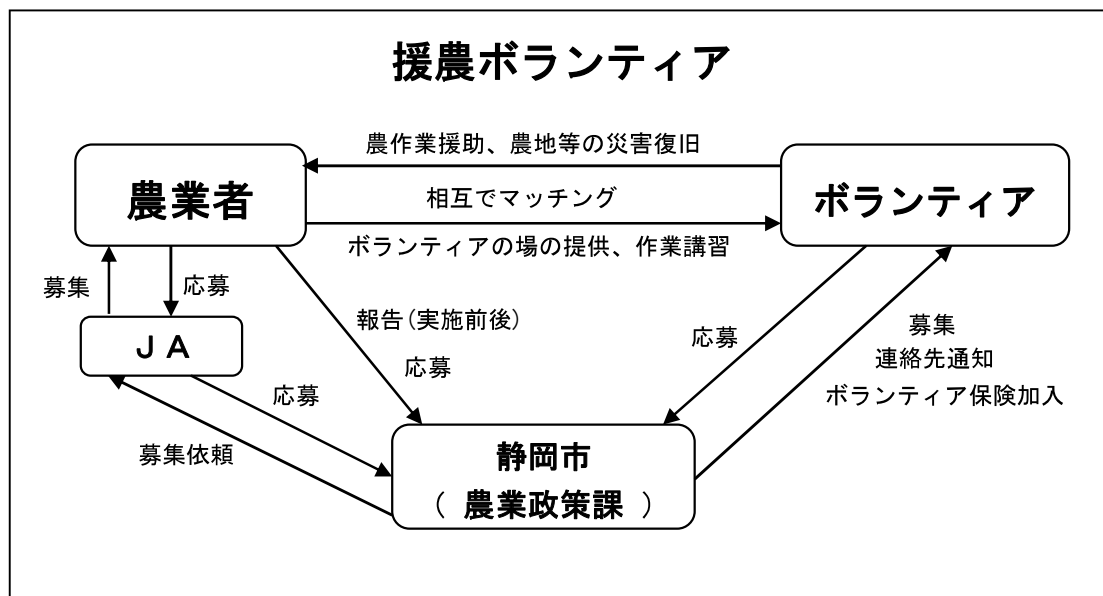
【例】・モノレール等を利用した作業場所への移動 ・茶刈り機の補助

・自動車を利用した運搬 ・農薬を長時間使用する作業 他

④ボランティアとの連絡は自己責任で行ってください。

⑤ボランティアは未経験者がほとんどです。やさしく、丁寧な指導をお願いします。

5 申込みからボランティアの派遣・実施まで



- ① 「援農ボランティア受入農家申込書」を生産者から JA または市へ提出
- ② 市からボランティアに対して受入農家募集状況をホームページや郵送で周知
- ③ ボランティアからの問合せにより市から生産者の連絡先を通知
- ④ ボランティアから生産者に直接連絡
作業・日時などの条件を確認し、相互の合意のうえ援農ボランティア実施決定
- ⑤ 生産者からボランティアの決定者を市へ連絡
- ⑥ 市がボランティアの保険加入手続きを代行
- ⑦ ボランティア保険加入完了後、援農ボランティアを実施
- ⑧ 「援農ボランティア実施状況報告書」を生産者から市へ提出

6 お問い合わせ

静岡市経済局農林水産部 農業政策課 みかん・園芸・畜産係 まで
 静岡市清水区旭町6番8号 電話 054-354-2091 FAX 054-354-2482